

(外交防衛委員会)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案（閣法第二〇号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在スワジランド日本国大使館等の在外公館の名称及び位置の国名を改める。
- 二、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 三、外務公務員の子女教育手当の支給額を改定する。
- 四、この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。